

## 令和7年度第2回 中標津町上下水道運営委員会 会議録

日 時：令和7年7月30日（水） 19時00分～20時04分

会 場：中標津町役場 3階 301号会議室

出席者：〈委 員〉10名

〈事務局〉9名

欠席者：〈委 員〉3名

### 1. 開会

### 2. 挨拶

建設水道部長

### 3. 議事

報告 第1号 下水道使用料改定に関する検証について 第2版  
（業務係長より説明）

### 4. 質疑・意見等

委 員：令和5年度より前の、経費回収率の推移はどのようになっていましたか。

業務係長：令和5年度から企業会計へ移行したことにより、積算根拠等が変わりましたので、企業会計移行後の数字のみを参考とする形で資料に掲載しております。

委 員：耐震化事業は、令和13年度までやらないということでしょうか。

下水道係長：昭和60年度の供用開始以降、下水終末処理場における設備関係の老朽化が著しく進行している為、先にその更新工事を実施します。その後、耐震化事業に着手する計画となっています。

委 員：耐震化を進める為に大幅な料金改定が必要になるとニュース等で見かけますが、今回の料金改定では耐震化事業は含まれていないのでしょうか。

業務係長：耐震化も含め、将来への備えも目的とした料金改定となります。先程の下水終末処理場の更新や耐震化事業も、国からの交付金を財源として実施します。この交付金が満額つかない傾向にあるので、その代替財源として使用料収入を確保することで、事業を先送りせずに実施することが出来ます。

上下水道課長：耐震化にかかる事業は以前からも実施している状況です。

委員長：料金改定に関して、3つの改定案を示されていますが、どちらにしても町民の理解を得られるかが課題になると思います。

委員：23年もの間、料金を据え置いてきた行政側の苦勞もあったかと思いますが、料金自体は上げざるを得ない状況ではないでしょうか。各家庭の家計事情も考慮する必要がありますが、一番大きい改定案を選び、しばらく料金改定を実施しない方向であれば、町民への説明もしやすくなると思います。ちなみに、基本料金だけ据え置きにして超過料金だけ上げる方法等は取れないのでしょうか。

業務係長：そのような料金設定を選択する自治体もありますが、中標津町では、従来より1㎡の超過料金に対し、8倍の8㎡で基本料金としており、計算しやすく、分かりやすいこともあり、今回の料金改定でもその設定自体は崩さずに計算しています。

委員：料金改定を実施すると、当然節水する方もいらっしゃると思いますが、その影響額も考慮した計算になっているのでしょうか。

業務係長：節水を正しく見込むのは非常に難しいのですが、10年間の将来推計では、人口減少に伴う収入の減少を厳しく見込んだ計算をしています。

建設水道部長：国の方針では、5年に1回料金の見直しを実施することとされている為、改定率を低く設定した場合に、5年後にまた上げる可能性が出てきます。経費回収率100%に沿った料金改定により、5年後にはやらなくても済むかもしれないし、多少の改定で済むかもしれません。また、事業の実施には、国の交付金を活用していますが、残りの財源として起債に頼っている状況です。起債は借金であり、積み重なるとより経営が厳しくなるので、ある程度の自己財源を確保する必要があります。そういった点を考慮した上での料金改定となりますので、何卒ご理解いただきたいと思います。

委員：費用が上がり、収入が減っていく厳しい経営状況を説明する上で、経費回収率100%に満たない料金改定を実施しても、逆に説明が付かないと思います。改定率を抑えて、その後どうするのか、子供たちや若い世代に押し付けることになるのではないのでしょうか。

委員：今回の料金改定で少なくとも5年間は上げないという確約や、災害に強いまちづくりという観点から、納得していただくほか無いと思います。

委員長：5年間は上げないという確約は出来ますか。

業務係長：料金改定後、余程の物価高騰等が無い限りは、少なくとも5年間は上げなくても経費回収率が100%になるような試算になっています。ただし、更に5年後の見直しは必要になるので、現金預金の状況や設備の状況等を勘案し判断することとなります。

委員：料金改定の前提として、しっかりとした事業計画の整備が必要だと思います。5年後の運営資金は、また枯渇するのでしょうか。料金改定により収入の回収率や収納率が落ちることのないよう、回収方法も含め検討してください。

業務係長：今後10年間の将来推計では、経費回収率100%の料金改定で運営資金が落ち込む見込みはありません。例えば将来的に大災害が起きる、交付金の制度設計が変わる等、新たな動きも取り入れながら、毎年進捗管理を実施し、検証を進めていきます。

委員長：下水道使用料を上げた後、水道料金も上がるのでしょうか。本来であれば、上下水道一体で審議しなければならないと思います。

業務係長：水道料金については、営農用区分を令和2年度と令和3年度に段階的な料金改定を実施させていただきました。現時点での将来推計では、水道事業・簡易水道事業ともに運営資金は確保できている見込みとなります。一方で、下水道事業は運営資金が枯渇している状況であり、優先して料金改定を実施する必要があると判断しました。

委員：水道料金のように、下水道使用料を一般用と業務用で分けることはしないのでしょうか。

業務係長：全国的に業務用等を区分している自治体はごく僅かとなります。自治体それぞれの考え方に基づいて設定しているものとなりますが、中標津町では一般用と浴場用の区分のみとなっています。

（補足：浴場用区分は供用開始当初から料金改定なし、現在対象となる公衆浴場が町内に無く今回も対象外とする）

## 5. その他

経費回収率 100%を目標とした料金改定はやむを得ないが、町民や利用者の皆さんに納得いただけるよう丁寧な説明・周知を実施する。また、9月頃を目途に第3回の委員会を開催予定とし、町長からの諮問を受けた上で、答申内容の検討をする。

(了)

### 【会議の様子】

